

令和7年度 国民健康保険税 納税通知書について

賦課の根拠

地方税法及び木津川市国民健康保険税条例

※一般的な例のひとつとして、 65歳以上の年金受給者2人世帯をA世帯として解説しています。

1枚目

被保険者証番号
普通徴収の支払い方法
金融機関名
種別・口座番号
口座名義人

納税義務者氏名	通知書番号	ページ
保険税賦課の根拠等	該当分	後期高齢者割合分
所得割率	5%	5%
均等割額	円	円
平等割額	円	円
特定世帯	円	円
特定被扶養世帯	円	円
均等割額	円	円
平等割額	円	円
均等割額	円	円
平等割額	円	円
均等割額	円	円
平等割額	円	円
賦課限度額	円	円

木津川市国民健康保険税の税率等です。
この税率等を基に算定します。



2枚目

被保険者証番号						
特別徴収額	普通徴収額	納和額合計				
円	円	円				
特別徴収額	普通徴収額	納和額合計				
年	月	更正前	決定(更正後)	期別税額	増減額	納期期限
特別徴収						
合計						
※特別徴収は年金から天引きされます。						
特別徴収対象年金						

普通徴収期別税額						
期別	更正前	決定(更正後)	期別税額	増減額	納期期限	
特別徴収						
合計						
※普通徴収は術付書や口座振替により、直接納付していただきます。						

年金支給月と特別徴収の期別税額を記載しています。

普通徴収の期別税額と納期限日を記載しています。

納税額合計=年間保険税額 (A世帯 258,800円)

国民健康保険税の納付方法は、特別徴収（年金から天引き）と普通徴収（口座振替又は納付書納付）の2通りの方法があります。

3枚目

3枚目		納 税 義 務 者 氏 名				通 知 書 番 号		ペ ージ	
被保険者証番号									
(単位:円)									
適用期間	基準総所得額	人数	(1) 算定の基礎		(4) 軽減額			賦課合計額 (1)+(2)+(3)-(4)	限度超過額 (5)-(4) × 月数=12か月
			徴収額	所徴割額	均等割額	平均割額	割合		
医療分	国民健康保険 の加入期間								
支障 被扶養 金額 分者									
介護 分									

年間保険税額 =

(医療分①+②+③)+(後期高齢者支援金分①+②+③)+(介護分①+②+③)

介護分は該当世帯のみ：介護保険法による2号被保険者（40歳以上65歳未満の者）

※被保険者全員が65歳以上のA世帯は、介護分非該当世帯

算定の基礎

①所得割額（世帯の加入者の所得に応じて計算）

= {前年の総所得金額等（特別控除後譲渡所得金額含む）- 43万円×人数}×所得割率

※医療分 8.40% 後期高齢者支援金分 2.80% 介護分 2.60%

※1枚目保険税賦課の税率等より

A世帶

令和6年中の総所得金額等（=世帯主1,433,486円+世帯員780,477円）

$$\text{医療分} : (1,433,486 \text{ 円} - 43 \text{ 万円}) \times 8.40\% = 84,292 \text{ 円} \text{①}$$

$$(780,477 \text{ 円} - 43 \text{ 万円}) \times 8.40\% = 29,440 \text{ 円} \text{ ②}$$

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} = \underline{113,732 \text{ 円}} \quad \text{a}$$

後期高齢者支援金分：(1,433,486 円 - 43 万円) × 2.80% = 28,097 円①

$$(780,477 \text{ 円} - 43 \text{ 万円}) \times 2.80\% = 9,813 \text{ 円} \text{ ②}$$

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} = \underline{37,910 \text{ 円}} \quad \textcircled{d}$$

②均等割額（世帯の加入者数に応じて計算）

=被保険者数×1人当たりの金額

※医療分 28,000 円 後期高齢者支援金分 10,200 円 介護分 10,400 円

※1枚目保険税賦課の税率等より

A世帯

2人×医療分 28,000 円 = 56,000 円 ⑥

2人×後期高齢者支援金分 10,200 円 = 20,400 円 ⑦

③平等割額（1世帯当たりとして計算）

= 1世帯当たりの金額

※医療分 23,800 円 後期高齢者支援金分 7,000 円 介護分 5,600 円

※1枚目保険税賦課の税率等より

A世帯

医療分 23,800 円 ⑧

後期高齢者支援金分 7,000 円 ⑨

④軽減額

・低所得世帯の減額措置（申請不要）

(1) 総所得金額等が 430,000 円 + {100,000 円 × (給与所得者等の数-1)} 以下の世帯：均等割額、平等割額を **7割減額**

(2) 総所得金額等が 305,000 円 × (被保険者数+特定同一世帯所属者) + 430,000 円 + {100,000 円 × (給与所得者等の数-1)} 以下の世帯：均等割額、平等割額を **5割減額**

(3) 総所得金額等が 560,000 円 × (被保険者数+特定同一世帯所属者) + 430,000 円 + {100,000 円 × (給与所得者等の数-1)} 以下の世帯：均等割額、平等割額を **2割減額**

・未就学児に係る均等割額を 2分の1に軽減

7割・5割・2割の軽減該当世帯の未就学児に係る均等割額は、7割・5割・2割の軽減適用後、さらに2分の1になります。

A世帯は、総所得金額等 2,213,963 円 - ※15万円(年金所得より控除) × 2人が上記(1)から(3)の軽減基準所得を超えていたため、軽減世帯には該当しません。

※15万円(年金所得より控除)：年金所得は、軽減判定時のみ 15万円を上限として控除した金額で判定します。ただし令和7年1月1日現在65歳以上の被保険者のみに限ります。

⑤賦課合計額 ①+②+③-④

医療分 ④+⑤+⑥

$$113,732 \text{ 円} + 56,000 \text{ 円} + 23,800 \text{ 円} = \underline{193,532 \text{ 円}}$$

後期高齢者支援金分 ④+⑤+⑥

$$37,910 \text{ 円} + 20,400 \text{ 円} + 7,000 \text{ 円} = \underline{65,310 \text{ 円}}$$

⑥限度額超過額（令和7年度）

賦課限度額	医療分	660,000 円	後期高齢者支援金分	260,000 円
	介護分	170,000 円		

※1枚目保険税賦課の税率等より

A世帯は、上記の賦課限度額を超えていません。

医療分 193,532 円 < 660,000 円

後期高齢者支援金分 65,310 円 < 260,000 円

】 → 限度額超過額=0 円

⑦月割額 加入月数によって、今年度の課税金額を算定

$$(⑤-⑥) \times \text{月数} \div 12 \text{ か月}$$

A世帯

$$\text{医療分 } (193,532 \text{ 円} - 0 \text{ 円}) \times 12 \text{ 月} \div 12 \text{ か月} = \underline{193,532 \text{ 円}}$$

$$\text{後期高齢者支援金分 } (65,310 \text{ 円} - 0 \text{ 円}) \times 12 \text{ 月} \div 12 \text{ か月} = \underline{65,310 \text{ 円}}$$

⑧減免額 木津川市国民健康保険税減免規則で定める減免

A世帯は、規則で定める減免（災害等）に該当しません。

⑨差引納税額 ⑦-⑧ 実際に納めていただく金額

A世帯

$$\text{医療分 } 193,532 \text{ 円} - 0 \text{ 円} = \underline{193,500 \text{ 円}} \text{ (百円未満切捨て)}$$

$$\text{後期高齢者支援金分 } 65,310 \text{ 円} - 0 \text{ 円} = \underline{65,300 \text{ 円}} \text{ (百円未満切捨て)}$$

$$\text{納税額合計 } 193,500 + 65,300 \text{ 円} = \underline{258,800 \text{ 円}}$$

4枚目

※被保険者ごとの算定額を記載

上段) 前年の総所得額

下段) 基準総所得額=総所得額 - 43 万円

總所得額／基準總所得額

世帶主

総所得額=1,433,486円☆

$$\begin{aligned}\text{基準総所得額} &= \text{総所得額} - 43 \text{ 万円} \\ &= 1,003,486 \text{ 円}\star\end{aligned}$$

世帶員

総所得額=780,477 円☆

$$\begin{aligned} \text{基準総所得額} &= \text{総所得額} - 43 \text{ 万円} \\ &= 350,477 \text{ 円} \star \end{aligned}$$

所得割額 = 基準総所得額 × 所得割率 3枚目①

均等割額=医療分+後期高齢者支援金分+介護分

3枚目②

2,213,963 □

1,353,963 円